

読書バリアフリーは 知をすべての人に開くか？

第21回図書館総合展

登壇者

パネリスト：阿部 健二 株式会社ベネッセコーポレーション

特別支援教育事業開発プロジェクト プロジェクトマネージャー

木谷 恵 京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム コーディネーター

鷹野 凌 HON.jp News Blog 編集長

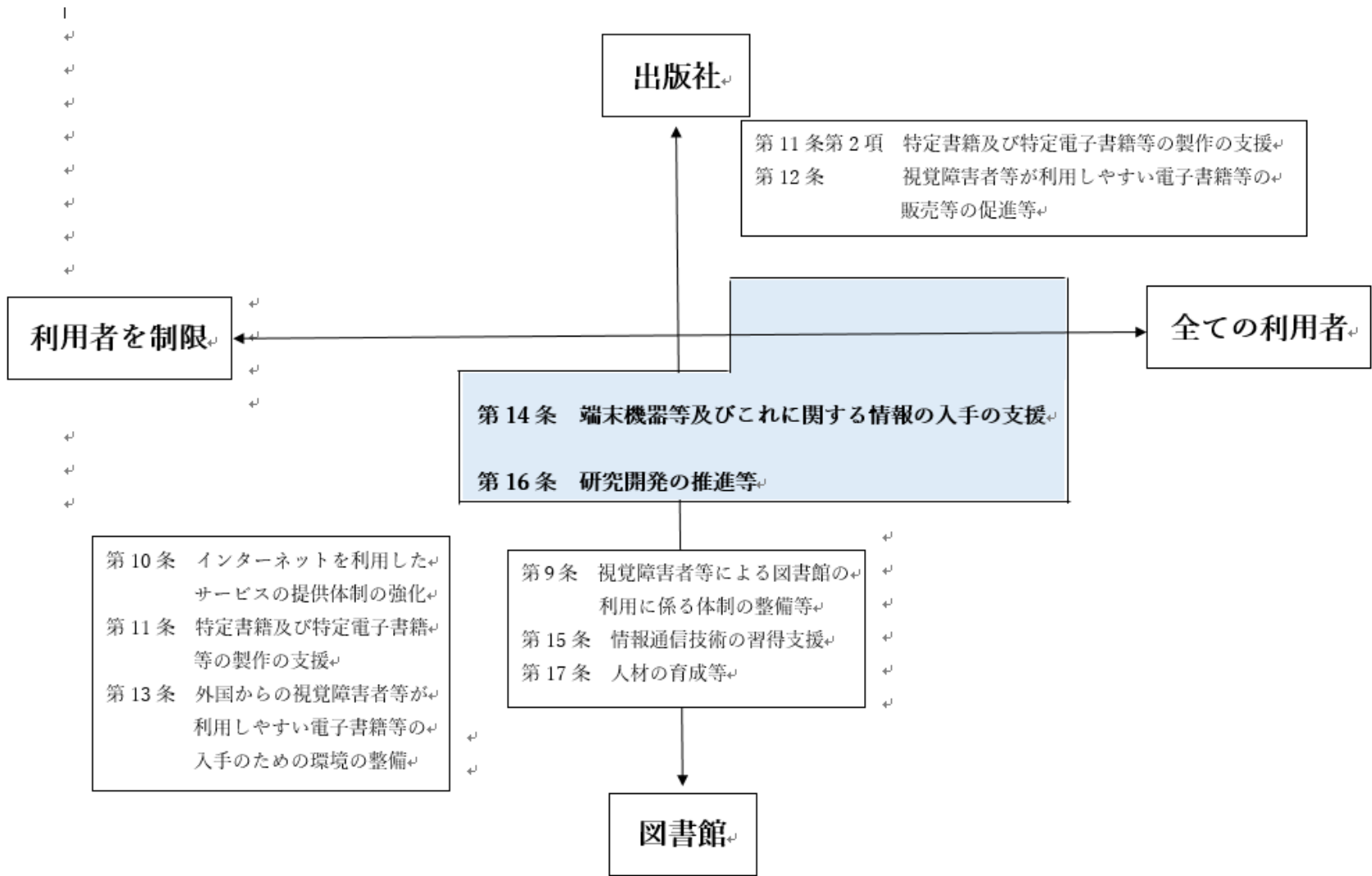
関根 千佳 同志社大学・放送大学 客員教授、ユーディット 会長

司会：植村 要 立命館大学人間科学研究所 客員研究員

主催

図書館総合展運営委員会

基本的施策の分類



著作権法第37条第3講の改正

	2010年改正前	2010年改正	2019年改正
障害の種類	視覚障害者	視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者	視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者
複製等が認められる主体	点字図書館等の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設（政令指定）	視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令指定）	視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令指定）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設 ・ 大学図書館 ・ 国立国会図書館 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 公立図書館、私立図書館 ・ 学校図書館 ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ・ 障害者支援施設、および、自立訓練、就労移行、障害福祉サービス事業を行う施設 ・ 文化庁長官が指定する法人 	以下の「要件を満たすもの」を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的能力および経理的基礎を有していること。 ・ 法に関する知識を有する職員が置かれていること ・ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していること ・ 団体の名称、代表者の氏名、連絡先、情報を提供する事業の内容（複製または公衆送信を行う著作物等の種類および態様）について、文化庁長官が定めるウェブサイトに掲載して公表していること
認められる行為	録音物の作成、貸出、自動公衆送信	視覚障害者等が必要な方式での複製、その複製物の貸出、譲渡、自動公衆送信	視覚障害者等が必要な方式での複製、その複製物の貸出、譲渡、公衆送信

説明

	2010年改正前	2010年改正	2019年改正
障害の種類 (誰に)	視覚障害者	視覚障害者の他 ディスレクシアも含む	視覚障害者、ディスレクシアの他、 肢体不自由により本のページが めくれない人も含む
複製等が 認められる主体 (誰が)	点字図書館等の 視覚障害者の福祉の増進を 目的とする施設（政令指 定）	各種社会福祉施設、各種図書館、 文化庁長官が指定する法人が 認められる。	一定の要件を満たす団体が 認められる。
認められる行為 (何をしても よいか)	録音物の作成、貸出、 自動公衆送信 (点訳は、第37条第1講と 第2講で認められている)。	点訳・音訳のほか、テキストデータなど、 視覚障害者等が必要とする形で複製を作成 することが認められ、その貸出、譲渡、サ イトからのダウンロードが認められる (メールの添付ファイルは不可)。	メールに添付するのも OKになった。